

令和3年1月27日

食品表示法第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項及び遵守事項等を定める命令の一部改正案等に関する意見募集について

1 意見募集の対象

- ・食品表示法第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項及び遵守事項等を定める命令の一部改正案
 - ・食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するため加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令の一部改正案
 - ・日本農林規格等に関する法律の規定に基づく公聴会等に関する内閣府令の一部改正案
 - ・健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部改正案
- <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=235080059&Mode=0>

2 意見募集の趣旨

「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）等による、書面・押印・対面を前提とした行政手続の見直しに係る方針を受け、法令の様式で定める押印規定等を可能な限り速やかに廃止する措置が必要となりました。

これを踏まえ、消費者庁では、食品表示法第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項及び遵守事項等を定める命令の一部改正案等を作成いたしました（本案の詳細は別添資料を御参照ください。）。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、本案作成の参考とさせていただきます。

3 意見募集期間

令和3年1月27日（水）から同年2月25日（木）まで（郵送の場合は同日必着）

4 意見の提出方法

以下の事項を記載し、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。なお、電話での受付はできませんので御了承ください。

- 【1】氏名（法人その他の団体にあっては名称／部署名等）
- 【2】職業（法人その他の団体にあっては業種）【任意】
- 【3】住所
- 【4】電話番号

【5】電子メールアドレス（お持ちの場合）

【6】御意見及びその理由（表題及び御意見を御記入ください。）

- * 御意見が 600 字を超える場合、その内容の要旨を添付してくださいますようお願いいたします。
- * FAX 又は郵送で御提出の場合、別途様式を用意しておりますが、【1】～【6】の項目が記載されていれば、他の様式を用いての御提出も可能です。

(1) 電子メールの場合

E-mail : i.shokuhin6@caa.go.jp宛て

- * 電子メール件名を「食品表示法第6条第3項命令等改正案について」としてください。

(2) FAX の場合

FAX 番号 : 03-3507-9292 消費者庁食品表示企画課 意見募集担当宛て

- * 表題を「食品表示法第6条第3項命令等改正案について」としてください。

(3) 郵送の場合

〒100-8958

東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第4号館 6階

消費者庁食品表示企画課 意見募集担当宛て

- * 封筒表面に「食品表示法第6条第3項命令等改正案について」と朱書きしてください。

5 注意事項

- お寄せいただいた御意見に対する個別の回答は致しかねますので、その旨御了承願います。
- 御意見については、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、そのまま公表させていただく場合もありますので、その旨御了承願います。
- 御記入いただいた氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスは、御提出いただいた御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用します。
- 電子メールでの御意見は、テキスト形式の電子メールによる御意見だけを受理します。セキュリティ上、添付ファイルやURLへのリンクにより提出された御意見は受理しかねますので、その旨御了承願います。

<問合せ先>

消費者庁食品表示企画課

TEL : 03-3507-9138 (直通)

FAX : 03-3507-9292

担当 : 松永、坊、奥田